

速報重要判例解説

【No.2004-024】

同族会社オーナーの同会社に対する無利息貸付けを否認し所得税を課した更正処分に基づく加算税賦課処分を相当とした事例

【文献番号】	28092062
【文献種別】	判決 / 最高裁判所第三小法廷（上告審）
【判決年月日】	平成16年 7月20日
【事件番号】	平成11年（行ヒ）第169号
【事件名】	所得税更正処分取消等請求事件
【裁判結果】	破棄自判
【裁判官】	藤田宙靖 金谷利広 浜田邦夫 上田豊三
【参照法令】	国税通則法65条4項 所得税法157条

《本件判決についての解説》

1. 事実の概要

（1）訴訟審理の対象

本件は、被上告人（納税者X）が、その大半の出資持分を有する有限会社に無利息で金銭を貸し付けたところ、上告人（Y税務署長）から所得税法（平成13年法律第6号による改正前のもの）157条の規定（以下「本件規定」という。）を適用され、利息相当分の雑所得があるとして平成元年分から同3年分までの所得税の増額更正及びこれらに係る過少申告加算税賦課決定を受けたため、利息相当分が上記更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項にいう正当な理由があるなどと主張して、上記各賦課決定の取消しを求める事案である。

第一審及び控訴審では、平成元年分ないし同3年分所得税に係る更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分の取消請求及び審査裁決の取消請求であったが、第一審・東京地裁平成7年（行ウ）第27号・平成9年4月25日判決（LEX/DB28020870）は、いずれも請求を棄却した。Xは、控訴したが、控訴審・東京高裁平成9年（行コ）第70号・平成11年5月31日判決（LEX/DB28041260）は、第一審判決を変更し、更正処分については請求を棄却し、賦課決定処分については、請求を認容して処分を取り消し、審査裁決については、控訴を棄却した。

Y税務署長のみが上告したので、本件上告審における争点は、過少申告加算税賦課決定処分の適否の1点に絞られた。

（2）事実関係の概要

原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

- （ ）有限会社A（以下「A会社」という。）は、昭和63年11月に設立された法人税法（平成15年法律第8号による改正前のもの）2条10号に規定する同族会社であり、Xは、昭和63年12月末日において、その資本金の98%に相当する出資持分を有するとともに、平成4年8月のA会社の解散に至るまで、その代表者である取締役であった。
 - （ ）Xは、店頭売買登録銘柄である株式会社Bの発行済株式総数5888万株中4325万2000株を有していたが、平成元年3月10日、A会社に対し、証券会社5社を介した場外取引により、そのうち3000万株（以下「本件株式」という。）を代金3450億円で売却した。
 - （ ）Xは、上記代金の精算日である同月15日、銀行4行から3455億2200万円を年利3.375%で借り入れて、A会社に対し、うち3455億2177万5000円を、返済期限及び利息を定めず、担保を徴することもないまま貸し付けた（以下「本件貸付け」という。）。
- A会社は、同日、前記各証券会社に対し、前記代金3450億円及び手数料5億2177万5000円を支払い、上記各社は、同日、Xに対し、同代金から手数料5億2106万2500円及び有価証券取引税18億9750万円を控除した残額3425億8143万7500円を支払った。

Xは、同日、前記各銀行に対し、前記借入金3455億2200万円及びこれに対する利息3194万9149円を弁済した。

その結果、本件貸付けが無利息、無期限のままの状態に残存することとなった。

- () A会社は、収益のほとんどが本件株式の配当収入であり、実質的な営業活動を行っていないかった。
- () Xの顧問税理士等の税務担当者は、税務当局が個人から法人への無利息貸付けに所得税を課さない旨の見解を採っていると解していたため、Xの平成元年分から同3年分までの所得税については、雑所得を0円とする申告がされたが、上告人は、同4年6月18日、本件規定を適用して、本件貸付けによってXに利息相当分に係る雑所得が生じたと認定し、上記各年分の所得税の増額更正をするとともに、これらに係る過少申告加算税賦課決定をした。
- () 前職及び現職の東京国税局税務相談室長が編集した「昭和58年版・税務相談事例集」には、会社が代表者から運転資金として無利息で金銭を借り受けたという設例について、所得税法上、別段の定め（同法59条等）のあるものを除き、担税力の増加を伴わないものについては課税の対象とならないとして、参照条文として同法36条1項を挙げた上で、代表者個人に所得税が課税されることはない旨の記述がある。また、東京国税局直税部長が監修し、同局法人税課長が編集した「回答事例による法人税質疑応答集」(昭和55年3月発行)及び「昭和59年版・回答事例による法人税質疑応答集」には、会社が業績悪化のため資金繰りに困って代表者から運転資金として500万円を無利息で借り入れたという設例について、所得税の課税の対象となる収入金額とは「収入すべき金額」(所得税法36条1項)とされており、無利息で金銭の貸付けをした代表者は、経済的利益を受けていないから所得税の申告をする必要がない旨の記述がある。

これらの各解説書（以下「本件各解説書」という。）には、編者、推薦者及び監修者が官職名を付して表示され、各巻頭の「推薦のことば」、「監修のことば」等には、その内容が、東京国税局税務相談室その他の税務当局に寄せられた相談事例及び職務執行の際に生じた疑義について回答と解説を示すものである旨の記載がある。また、本件各解説書の各巻末には、その発行者である財団法人大蔵財務協会が大蔵省の唯一の総合外郭団体であり、財務、税務行政の改良、発達及びこれに関する知識の普及という使命に基づいて出版活動を続けている旨の記載がある。

- () 会計ジャーナル昭和50年9月号には、株主の同族会社に対する無利息貸付けについて、所得税法上の収入金額の概念として利息収入の認定を考えるのは困難で、そのためにはおそらく本件規定の発動を要するであろうという大学教授、公認会計士、大蔵省主税局及び国税庁の職員等を構成員とする注解所得税法研究会の私的見解が記載されている。
- () 裁判例としては、同族会社に対して主たる株主がした多額の金銭の無利息貸付けにつき、通常収受すべき利息債権の免除と同一の効果を上げたものであり、これを放置すれば同株主の所得税の負担を不当に減少させる結果となるとして、本件規定と同趣旨の旧所得税法（昭和40年法律第33号による改正前のもの）67条1項の規定を適用してされた更正処分を適法であると判断した東京地裁昭和47年（行ウ）第23号の1同55年10月22日判決・訟務月報27巻3号568頁があった。

(3) 原審の判断

各年分の過少申告加算税賦課決定（以下「本件各決定」という。）を取り消した原審の判断は、次のとおりである。

- () 本件貸付けは、多額の金員を無利息、無期限、無担保で貸し付けたものであり、独立かつ対等で相互に特殊関係のない当事者間では通常行われない不合理、不自然な経済的活動であり、これによってXの得べかりし利息相当分の収入の発生が抑制されることになる。営利法人であるA会社としては、その資産の大半である本件株式を何らかの形で運用することが通常予想されるのであるから、Xがその経営責任を果たすために無利息貸付けを実行した等の特段の事情を認めることもできない。したがって、上告人が本件貸付けに本件規定を適用したことに違法はない。もっとも、平成2年分及び同3年分の所得税については、雑所得の算定に一部誤りがあり、各更正には一部違法があるが、正当額以下の部分の各更正は適法であるから、これにより、Xの納付すべき所得税額が増加した。
- () しかし、本件各解説書の各巻頭の「推薦のことば」、「監修のことば」等の記載は、税務当局の業務ないし編者等の税務当局勤務者の職務と本件各解説書の内容との密接な関連性をうかがわせるものであるから、税務に携わる者がその編者等や発行者から判断して、その記載内容が

税務当局の見解を反映したものと認識し、税務当局が個人から法人への無利息貸付けに所得税を課さない見解を採るものと解することは、無理からぬところである。そして、Xの顧問税理士等の税務担当者において、税務当局が上記見解を採るものと解したことをもって、単なる法解釈についての不知又は誤解であるということとはできないから、前記得べかりし利息相当分が更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項にいう正当な理由がある。したがって、本件各決定は違法である。

2. 判決の要旨

本件規定は、同族会社において、これを支配する株主又は社員の所得税の負担を不当に減少させるような行為又は計算が行われやすいことにかんがみ、税負担の公平を維持するため、株主又は社員の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為又は計算が行われた場合に、これを正常な行為又は計算に引き直して当該株主又は社員に係る所得税の更正又は決定を行う権限を税務署長に認めたものである。このような規定の趣旨、内容からすれば、株主又は社員から同族会社に対する金銭の無利息貸付けに本件規定の適用があるかどうかについては、当該貸付けの目的、金額、期間等の融資条件、無利息としたことの原因等を踏まえた個別、具体的な事案に即した検討を要するものというべきである。そして、前記事実関係等によれば、本件貸付けは、3455億円を超える多額の金員を無利息、無期限、無担保で貸し付けるものであり、Xがその経営責任を果たすためにこれを実行したなどの事情も認め難いのであるから、不合理、不自然な経済的活動であるというほかはないのであって、税務に携わる者としては、本件規定の適用の有無については、上記の見地を踏まえた十分な検討をすべきであったといわなければならない。

他方、本件各解説書は、その体裁等からすれば、税務に携わる者においてその記述に税務当局の見解が反映されていると受け取られても仕方がない面がある。しかしながら、その内容は、代表者個人から会社に対する運転資金の無利息貸付け一般について別段の定めのあるものを除きという留保を付した上で、又は業績悪化のため資金繰りに窮した会社のために代表者個人が運転資金500万円を無利息で貸し付けたという設例について、いずれも、代表者個人に所得税法36条1項にいう収入すべき金額がない旨を解説するものであって、代表者の経営責任の観点から当該無利息貸付けに社会的、経済的に相当な理由があることを前提とする記述であるということが出来るから、不合理、不自然な経済的活動として本件規定の適用が肯定される本件貸付けとは事案を異にするというべきである。そして、当時の裁判例等に照らせば、Xの顧問税理士等の税務担当者においても、本件貸付けに本件規定が適用される可能性があることを疑ってしかるべきであったということができる。

そうすると、前記利息相当分が更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項にいう正当な理由があったとは認めることができない。

3. 本件判決についてのコメント

(1) はじめに

上記1の(1)に述べたように、本件上告審における争点は、過少申告加算税賦課決定処分 of 適否の1点にあるので、更正処分の適法性について詳細に論究する必要はないのであるが、加算税はいわゆる附帯税であって、本税が適法に確定した税額(増差額)を課税標準とし、本税に係る処分の適法性を基礎としていること、本件の争点が本税賦課の可否に関わっているので、これに必要な限度で、簡潔に更正処分の適法性にも触れておきたい。

なお、本件については、異議決定に関するものを含め数多くの論評があり、詳しくはこれらに譲りたい(注1)ないし(注5)。

(2) 本件取引の目的

本件取引の目的は、本件株式取引の全体の事実関係の中から読みとらなければならないが、Y署長の主張によって要約されているとおり、次の点にあったと考えられる。

創業者利得の確保

A会社を介してのB会社支配の維持

株式の散逸防止

将来の本件株式に係る譲渡益課税の回避

なかでも、の点が最も重要であり、取引の主眼はそこにあったと考えられる。

本件取引は、平成元年3月15日に行われたが、それは平成元年3月31日まで施行されていた旧所得税法の非課税措置を利用するために企画されたものである(注6)。

また、本件株式は発行済株式総数の51%に上る量であり、金額的には3,450億円の巨額であって、Xが自らその購入資金を貸し付けるのでなければ、上記の目的を達することができなかったと考えられる。本来、本件株式を市場で売却しようとするれば、市場価格が暴落するであろうし、XはB会社の支配権を失うおそれがある。

かように、本件株式を売却する環境・条件が整わないのに、XがA会社を設立しこれに株式購入資金を無利息で貸し付けることによって、人為的にその取引環境を作り出したところに、本件取引の異常性がみられるのである。

なお、本件取引後数年を経てA会社が解散し、本件株式は、Xの貸付金債権の弁済に充てられてXのもとに復帰することとなった。これにより、上記の取引目的は結果的に達成されなかったのかといえ、決してそうではない。本件株式は、貸付金債権の弁済に充てられることによってその取得価額がその時の時価にまで引き上げられているのであり、Xはその限度で上記の目的を達しているのである。

さらに、品川教授は、相続税対策の目的を読みとっておられる（前掲注1のTKC税研情報6,7頁）。しかし、株式を金銭債権に転換することは、一般には、相続税対策としては成り立たない。

また、B社株式は、取引相場のある株式であり、A会社の出資の評価については、A会社は巨額の本件株式を保有しているものの他方に多額の本件債務を負っているのであるから、その純資産価額は、当初は資本金相当額のみ、その後は本件株式から生じる配当が加算される程度のものであって、相続税対策としての意味は、上記目的に比し小さいというべきである。

(2) 否認の対象

本件取引は、全体として異常なものであるが、だからといって、直ちにその取引行為の全体を否認することに結びつけるべきではない。税務において、行為計算の否認を考える場合に、そのいずれの行為を否認し、どのような行為に引き直すかは、別なる考慮を必要とする。

松沢智教授は、本件においては株式の譲渡を否認すべきであったとされる（前掲注3の120頁）。しかし、本件株式の売買については、証券会社を介して行われており、取引価格も一応市場価格であって、Xは、銀行借入金による見せ金を用意して決済しており、人為的であるとはいえその売買自体には実在性が認められる。本件第一審判決も、譲渡行為の否認については、明確に否定している。

これに対し、本件貸付けには、無利息という不合理性がある。なお、本件貸付けは、利息の定めがないというのではなく、無利息とする約定によるのである。税務上の否認は、取引行為のうち不合理とされる部分については是正されれば足り、極力最小限度に止めるべきであるから、結局、本件取引のうち否認されるべきものは、その無利息約定ということになる。

(3) 利息相当額の経済的利益の移転

元来、金銭（資本あるいは元本といってもよい）には、その生産力ないしそのもつ流動性によって経済的価値が認められる。資本は、労働力や財（土地・資材）と結合することによって、資本主義的生産（市場における交換を前提とする商品生産）が可能になり、利子は、資本の持つ生産力の対価とみる立場がある。また、金銭は、その強制通用力により支払手段として用いられ、財務上の流動性をもたらす機能があり、利率は、経済主体の流動性選好によって定まるとする立場がある。そのいずれによるにせよ、金銭の貸付けにより、貸主は、その経済的価値を失い、借主は、その経済的価値を取得するのであるが、その経済的価値こそが利子と呼ばれる利益である。つまり金銭の移動に伴い、利子相当額の利益も随伴して移動するのである（注7）。

(4) 行為計算の否認の要件

税負担を不当に減少せしめるような行為計算を否認し得る要件として、本件第一審判決は、「経済活動として不合理、不自然であって、独立かつ対等で、相互に特殊な関係のない当事者間で通常行われるであろう取引と乖離した」行為計算と判断しているが、これは、国際間における関連者間取引として問題になる、いわゆる移転価格税制（租税特別措置法66条の4）と共通のベースで捉えたものと評価することができる。このような判断は、裁判例として初めてのものであって、高く評価することができる。なお、金子宏教授の租税法（第8版増補版）340頁も、同様である。

次に、Xは、行為計算否認の要件として、外部から価値が流入することを要する旨主張した

が、第一審判決は、本件規定は、収入の発生及び経費の不発生を擬制するものであるとして、Xの主張を排斥した。判決が指摘するように、不動産所得者が不動産管理会社を通じて租税回避を図る場合に、方法としていわゆる又貸し方式と管理料方式とがあるが、前者は許され後者は否認されるという道理は成り立たない。本件規定が租税回避を防止するための法規であるからには、収入を不当に減少させている場合と経費を不当に増加させている場合とを区別する理由はない。

不動産管理会社に対する本件規定の適用は、昭和50年代後半から広範に行われている。

もっとも、外部から流入する価値の配分問題についてのみ本件規定が働くとするXの主張は、芸能法人等が問題となったとき、出演料収入等の帰属の問題として、つまり現行所得税法12条の問題として解決する方法もあることを想起させる（このような処理は、昭和30年代から存在した。）

（５）所得税法36条の収入との関係

所得税法は、所得の意義についての定義規定をおかず、いずれの種類の所得についても、その金額を収入金額又は総収入金額として規定し（23条ないし35条）、所得を「収入」の形態においてとらえている。そして、この「収入」の意義を「経済価値の外からの流入」と解釈し、所得税法は、原則として、収入という形態において実現した利得のみを課税の対象とし、未実現の利得は課税の対象から除外していると解するのが、通説である（注8）。

しかし、外部から流入する収入に限定しようと解するのは、いわゆるインピューテッド・インカム（帰属所得）を課税所得から除外しようと解するためのテクニックである。インピューテッド・インカムの典型は、居住の用に供する自己保有の不動産について観念することができる家賃相当の利益であり、この帰属家賃は経済学上の国民所得計算においては国民の所得と解されており、外国ではこれに課税する立法例もみられるのであるが、課税技術上その利益の評価に困難があるとして、我が国では明治20年の所得税創設以来これを課税対象とはしてこなかったのである（かえって、住宅ローン控除のように、住宅取得に関わる利子費用を減税の対象としている。）

なお、上記の説明は、所得税法が外部から流入する収入から成る所得のみを課税対象としていること、言い換えると、現実的に収入のない所得をすべて課税所得から除外していることを意味するものではない。所得税法は、みなし配当（平成13年法律第6号による改正前の25条2項）、たな卸資産の自家消費や贈与の場合の総収入金額算入（39条、40条）、収穫基準（41条）、みなし譲渡所得（59条）等につき、別段の規定を設けて課税対象としているのである。

そこで、所得税法36条の収入概念と157条との関係が問題となるが、本件第一審判決は、所得税法157条により収入を擬制することができるとした。この点につき、佐藤英明教授は、つとに「所得税法157条は同法36条の規定の例外をなしており、同族会社の株主等の適正な所得を算出するために、収入金額を擬制することにより所得の存在を擬制する規定だと解すべきであるように思われる」と指摘されている（注9）。

なお、無利息貸付けについて、所得税法157条による否認があり得ることは、古く塩崎潤＝植松守雄＝岡崎一郎「所得税法の論理」186頁（1966年刊）によって指摘されていた。また、本件判決が挙げているように、注解所得税法研究会「注解所得税法」（会計ジャーナル1975年9月号）にも、記述されていたのである。

（６）認定利率の問題

本件第一審判決は、認定利率として全銀行平均貸出金利を採用した。この点について、品川教授は、著しく酷な利率とみておられる。

まず、本件において、不当に減少したのは「本件株式から生じる配当所得に対応する税額」とする論拠から検討しよう。株式を譲渡すれば、配当所得が減少するのは当然であるから、この見解は、松沢教授同様株式譲渡行為を否認する立場にあると評価できる。何となれば、株式譲渡行為を容認しながら配当所得に対応する税額の減少を不当視することは矛盾だからである。また、論者が株式譲渡前の状態と比較して事を論ずる姿勢が明らかだからとも言える。仮に、本件株式譲渡を否認するとして、後日にB会社株式につき株主割当ての増資が行われたときには、その払込資金の調達者（A会社）と旧（親）株式所有者Xとの間で再度の帰属関係の問題を生じることになる。このように、根こそぎの否認や否認の上に否認を重ねることは、まさしく伝家の宝刀を振りかざすものと評し得よう。

筆者の立場では、Xが株式を譲渡して金銭の支払を受け、これをA会社に貸し付けた、換言すれば、株式を金銭債権に転換したことを前提に、その金銭債権が本来産み出すべき収益が選ばれた法形式において正しく表現されているかを問題にするのである。

次に、利子率の認定に当たり債権者側の事情によるか、債務者側の事情によるかを考えてみる。前述した移転価格税制では、内国法人が外国に所在する子会社に資金を融資した場合、債務者たる子会社所在地国の通常の利率によるとして取り扱われている。現に資金が運用されている国の利率によるのが妥当ということであろう。関連者間取引につき、国内面と国際面との整合性をもって規律することを評価する筆者の立場からは、債務者側からみることになる。

本件の場合、同族会社に対する貸付けであって、会社は商法上商人である（商法4、52、523条、有限会社法2条）から商事の利率が適用されるのみならず、経済的にみても、株式の保有・運用はA会社の事業目的であるから、そのための金融は起業金融といってよいであろう。この場合に、全銀行平均貸出金利が適用されるのは、格別不合理ではない。本件課税が酷であるかにみえるのは、金利が高いからではなく、その貸付金額が我々の金銭感覚を超えた巨額のものだからである。

（7）更正の請求（収入金額の回収不能）の成否

品川教授は、更正の請求に理由なしとした判決理由について疑義を唱えておられる（前掲注1のTKC税研情報11頁）。筆者は、この点においても判決を支持するので、判決の立場について若干の解説を加えておきたい。

所得税法64条1項は、雑所得等について計算の基礎となる収入金額の全部又は一部が回収不能等となった場合には、それに対応する所得金額がなかったものとみなす旨規定している。この法条の意味は、所得税においては現実に金銭で収入を得たもの（現金主義による収入）のほか、未収のものも課税対象となる建前、すなわち権利確定主義（発生主義又は実現主義と呼んでもよい）を採用しているので、未収の収入が回収不能となった場合には、究極的に所得が実現しなかったものとして遡及して課税を是正する（事業所得、事業たる不動産所得・山林所得については、貸倒発生年分の経費とする。51条2項）というものである。このような是正措置が権利確定主義と表裏一体のものであることについては、東京地裁昭和41年6月30日判決、東京高裁昭和42年12月26日判決判決、最高裁二小昭和49年3月8日判決・民集28巻2号186頁参照。いずれにしても、64条1項が回収されるべき未収の債権の存在を前提としていることは文理上も疑いを容れない。

これに対し、無利息貸付けは、当事者の約定により利息を徴求しないこととしているのであるから、未収の債権がそもそも存在しないのである。

品川教授は、「権利確定主義を援用することは疑問」とされる（前掲注1のTKC税研情報11頁）のであるが、単に「権利確定主義」という言葉に反応して異論を唱えられることは格別、権利確定主義であれ発生主義であれ実現主義であれ、未収の収益を収益と認識するのは同じであって、かかる収益認識基準の技術的性格からする是正措置が64条1項や51条2項として置かれているということである。

次に、品川教授は、「認定利息と私法上の未収利息を区分することは疑問」とされる（前掲注1のTKC税研情報11頁）。この問題は、無利息貸付けにおける収益認識の本質をどう理解するかにかかっている。無利息貸付けは、当事者の約定により利息を徴求しないこととしているのであるから、経済的には、貸主が有していた利息相当の経済的利益を借主に与えることを合意しているのであり、収益の発生を認識すると同時に所得の処分が行われているところに特質がある（渡辺伸平・「税法上の所得をめぐる諸問題」司法研修報告書19輯1号24頁）。

この点は、簿記的仕訳を考えると理解しやすい。本件のような雑所得では、記帳を前提とはしていないが、法人の例でいえば、

（借方） （貸方）

寄付金（役員賞与）×× 利息収益 ××

となる（ただし、所得税の場合、寄付金では経費と誤認されるから、家事費という意味で、借方は「事業主貸勘定」とする）。

くどいようであるが念のために付言すれば、この収益は、企業の外部に流出しているのであって、内部に留保されているのではない（留保であれば、留保所得課税の対象となるが、そのような実務は行われていない。）。

次に、品川教授は、「課税庁側が認定した収入金額が課税できない事情が生じたときには職権で減額更正すべきである」とされる（前掲注1のTKC税研情報11頁）が、これは意味不明

である。元本の一部が貸倒れになった場合、既往に所得処分（流出）した収益が失われるという法理は全く存在しない。有利息の約定の場合、元利金の一部弁済があったときは、その充当の順序は、先ずは当事者の指定により、次いで法定充当の順序は利息優先であるが、後日に元本の一部貸倒れが生じたからと言って、既往の充当順序の指定・法定により収受した利息の返還を要することにはならない（そう解しないと、債権者にとっては踏んだり蹴ったりである。）。

更に、品川教授は、「実務上、認定利息については、当事者間の受入計算（有利息契約への切替え）を認めている」とされるのは、実務の扱いに対する誤解である。これも、その論旨に従い、法人を例にとって説明しよう。

まず、更正後に行われる受入計算とは、更正対象年度の翌年度以降において、更正年度において留保とされた積立金（簿外の積立金）を受け入れることをいう。既往年度に流出した収益の受入計算なるものは、そもそも存在しない。例を挙げれば、売上計上を翌期に繰り延べていた場合に、翌期に売掛金を受入計上して重複課税を避けることを受入計算というのである。また、簿外預金を受け入れるのは、翌期以降の利息収益を公表決算に計上するために、換言すれば、翌期以降正当な記帳に改めるために受け入れるのである。決して更正対象年度の収益や損費を受け入れるのではない。

次に、品川教授の指摘は、おそらく、税務調査時（更正前）に、無利息貸付けの事実が問題になって、主に役員賞与とされる場合に、これを回避するため法人と役員が合意して無利息の約定を有利息の約定に遡及的に改訂すること（換言すれば、利息相当額を役員から回収すること）を実務上認めるというのであろう。しかし、これは、更正前における一種の指導行政であって、当事者が当初から有利息の約定であったというのなら、税務上強いて無利息貸付けとするまでもないというに過ぎない。ここでは、当初から利息の約定があるのであるから、本件で問題とするような無利息貸付けの問題ではない。

本件の場合、上記の設例とでは事案が異なり、X及びA会社は有利息とするのでは本件取引の目的を達し得ないので、上記のような対応はしていないのである。

なお、認定利息相当額を未収収益として後日貸倒損失とすることは許されないことにつき、最高裁昭和52年7月12日判決・税資95号20頁（なお、荻野豊・税経通信38巻15号262頁）参照。

さらに、更正対象年度後の事業年度から私法上の有利息貸付契約に改めたというのであれば、更正対象年度の所得計算に影響を及ぼすものでないことは明らかである。

追って、雑所得の基因となる元本債権の貸倒損失は、貸倒年度の雑所得の収入金額の限度で経費として控除される（所得税法51条4項）。

（8）解説書の記述と「正当な理由」

控訴審判決は、本件各解説書の記述から、「税務当局が個人から法人への無利息貸付けに所得税を課さない見解を採るものと解することは、無理からぬところである」とし、「得べかりし利息相当分が更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項にいう正当な理由がある」とした。これに対し、本判決は、本件各解説書で採り上げられた事例と本件のケースとでは、著しく事情を異にするから、「当時の裁判例等に照らせば、Xの顧問税理士等の税務担当者においても、本件貸付けに本件規定が適用される可能性があることを疑ってしかるべきであった」としている。

国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があるとは、納税者のした申告が真にやむを得ない理由によるものであり、かかる納税者に過少申告加算税を課することが不当もしくは酷になる場合を指すものであって、必ずしも申告に携わった当事者の認識を問題としているのではないと考えられる。Xが本件取引をするに当たっては、有力な証券会社や監査法人が幹事証券会社として、あるいは税務担当者としてこの特異なスキームの考案に関与したとみられるのであり、本件取引の主要な目的が創業者利得を無税で獲得することにあつたのであるから、無利息貸付けにより得べかりし利息相当分が課税の対象となることを予期していたとしても、それよりも大きな利益を得るためには、あえてこのスキームを実行したとみられるのである。Xは、無利息貸付けにより得べかりし利息相当分が課税の対象となるのであれば、現物出資など他の方法を執ることもあり得たかのように主張するが、その方法では上記の目的を達することはできなかったとみられる。

そうすると、わずか1日の利息でさえ3194万円余を要するような巨額の資金を無利息で貸し付けるには、本件規定の適用が当然に予想されるべきであったといえよう。

(注1) 第一審判決の評釈

品川芳宣・税研74号53頁(1997年7月)
 鈴木雅博・月刊税務事例29巻8号4頁(1997年8月)
 品川芳宣・TKC税研情報6巻6号1頁(1997年11月)
 荻野豊・TKC税研情報6巻6号18頁(1997年11月)
 鎌田正・TKC税研情報6巻6号22頁(1997年11月)
 帖佐誠・税法学538号31頁(1997年11月)
 高橋祐介・税法学538号147頁(1997年11月)
 高野幸大・判例評論474(判例時報1640)号187頁(1998年8月1日)
 諸岡洋子・税研85号122頁(1999年5月)
 西野敬雄・国士館法学30号43頁(1998年12月)
 大淵博義・月刊税務事例32巻7号1頁(2000年7月)

(注2) 控訴審判決の評釈

品川芳宣・税研86号66頁(1999年7月)
 林仲宣・法律のひろば52巻9号74頁(1999年9月)
 品川芳宣・TKC税研情報9巻1号1頁(2000年2月)
 一杉直・TKC税研情報9巻1号15頁(2000年2月)
 大淵博義・月刊税務事例32巻5号22頁(2000年5月)
 大淵博義・月刊税務事例32巻6号1頁(2000年6月)
 木島裕子・税研106号75~77頁(2002年11月)

(注3) 本件異議決定に関する評釈

松沢智・税務弘報41巻12号112頁(1993年11月)

(注4) 税理36巻5号38頁以下では、本件異議決定を紹介した上、特集記事を掲載している。

平川忠雄、八ツ尾順一、緑川正博、山本守之、北野弘久、右山昌一郎、三木義一の各氏が論考を寄せている。

(注5) 税理40巻9号46頁以下では、第一審判決を踏まえて特集記事を掲載している。品川芳宣、田中治、大淵博義、石島弘、柳裕治、三木義一=佐々木潤子、橋本守次、櫻井四郎、右山昌一郎、大江晋也、平川忠雄、川田剛、八ツ尾順一の各氏が論考を寄せている。

(注6) 昭和63年12月に、昭和63年法律第109号(以下「本件改正法律」という。)により、所得税法等の改正が行われた。

- () 本件改正法律による改正前の所得税法9条1項11号ホ、同法施行令26条3項4号及び27条の3第1項によれば、株式が店頭売買登録銘柄として登録された日において、当該株式に係る発行人の発行済株式の総数の100分の25以上に相当する株式数を有する者が、右登録された日から1年以内に証券会社又は外国証券会社の支店の媒介、取次ぎ又は代理で譲渡した場合、当該譲渡利益は非課税とされていた。
- () 本件改正法律による改正後の租税特別措置法37条の10第2項によれば、居住者が平成元年4月1日以後にした株式等の譲渡のうち、店頭売買登録銘柄として登録された日において所有期間が3年を超える株式を右登録された日以後1年以内に証券業者へ直接又は売委託でしたものについては、当該株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額の2分の1に相当する金額が所得税の課税対象になるとされている。

(注7) 法人税に関するものであるが、無利息貸付けによる利息相当額の利益の移転を解くものとして、大阪高裁昭和53年3月30日判決(訟務月報24巻6号1360頁)がある。その解説として、荻野豊・税経通信33巻8号178頁(1978年7月参照)。

(注8) 一杉直・前掲注2の18頁。

(注9) 佐藤英明「所得税法157条(同族会社の行為・計算否認規定)の適用について」税務事例研究21号61頁、62頁(1994年7月)。

(平成16年10月18日)
 著者：税理士 荻野 豊